

（仮称）蕨市中心市街地活性化プラン策定委託

仕様書

1. 目的

本業務は、蕨市の中心市街地を取り巻く環境変化や国・県の動向等を踏まえながら、実効性が高く、まちの活性化に寄与する（仮称）蕨市中心市街地活性化プランの策定に取り組むものである。

なお、本プランについて、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）に基づく内閣総理大臣認定は行わない。

2. 業務内容

2-1 現状把握

国・県等の動向や統計情報、先進事例等の整理、関連計画・施策の把握、中心市街地の現状分析など、基本条件の整理や現状把握を行う。

2-2 ヒアリング調査

（1）調査の企画・設計

中心市街地のまちづくりに関する意向等を把握するため、市と協議しながら関係者等を対象とした意見聴取について企画・設計する。

（2）ヒアリングの実施

2-3 計画の策定支援

（1）本市の現状や整理した条件等を踏まえて、プラン策定に必要な支援を行う。

（2）蕨市中心市街地活性化プラン（本編）の作成・編集

（3）蕨市中心市街地活性化プラン（概要版）の作成・編集

2-4 報告書の作成

本業務にかかる整理内容や調査内容、打合せ記録等について報告書としてまとめる。

2-5 打合せ協議

本業務に必要な打合せ協議について5回程度実施する。

ただし、本市と受託者において協議の上、必要により回数を変更できるものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 成果品の提出について

- ・ 中心市街地活性化プラン（本編） A 4 版、4 C、5 0 ページ程度、2 0 0 部
- ・ 中心市街地活性化プラン（概要版） A 4 版、4 C、4 ページ程度、1, 5 0 0 部
- ・ 電子データ（C D - R） 一式

5. 支払方法

契約金の支払方法は、完了検査合格後に一括払いとする。

6. その他留意事項

- ①本業務に必要な資料等は無償で貸与するが、本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。
- ②本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属する。
- ③業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ④本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に報告のうえ承諾を得なければならない。
- ⑤本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議する。

以 上